

各市町村長 様

福島県こども未来局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間
及び健康観察の重点化について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より格段の御理解と御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省より別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、厚生労働省の事務連絡及び本通知について御理解いただき、管内の児童関連施設における適切な対応に下記のとおり御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の待機期間の短縮について（別添1のP3，別添3のP2参照）

- (1) 濃厚接触者の待機期間を最終暴露日から原則5日間とし、6日目に解除。
- (2) 社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、3日目から解除が可能。
- (3) 上記(1)(2)の場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクが高い方との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

2 健康観察の簡略化・迅速化について（別添2のP2・P3参照）

- (1) 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者に対しては、これまでと同様に保健所から初回の電話連絡を行う。その後の健康観察を保健所またはフォローアップセンター（健康観察委託機関）のいずれかで実施する。
- (2) (1)以外の者については、フォローアップセンターからショートメッセージ等により連絡し、療養中の相談先としてフォローアップセンターの連絡先を伝える。体調悪化時にはフォローアップセンターに直接相談する。

3 保育所等の濃厚接触者の特定・行動制限について（別添1のP4・P6・P7，別添2のP3・P4参照）

- (1) 保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等で感染者が発生した場合の考え方については、別添1のP6の(4)のとおりですが、本県では、7月27日に開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、濃厚接触

者の特定・行動制限は、医療機関・高齢者施設等の重症化リスクのある集団（ハイリスク施設）に重点的に対応することとし、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等は重症化リスクのある集団（ハイリスク施設）に該当しません。そのため、別添1のP4の(2)のとおり自主的な感染対策を徹底していただくこととなりますので御承知いただくとともに、保健所対応の重点化に伴い、貴施設職員や児童等の感染状況を保健所が把握することが困難となることから、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等で5名以上の陽性者（職員であるか、児童等であるかを問わない）が確認された場合には、管轄保健所へ連絡するようお願いします。（なお、陽性者が5名未満であっても感染対策の相談がある場合などは、管轄保健所へ御連絡ください。）

4 療養・待機期間終了時の取扱いについて（別添2のP4参照）

- (1) 定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、保健所から改めて連絡を行わない。
- (2) 就業制限を行わないことについて、陽性者から協力が得られる場合、保健所は感染症法第18条に基づく就業制限を行わない。

5 療養証明書の発行について（別添2のP4・P5参照）

- (1) MyHER-SYSでの電子版療養証明書の利用を基本とする。
- (2) MyHER-SYSで療養証明書を発行できない、もしくは発行できても証明書として利用できない者については、保健所において「宿泊・自宅療養証明書」を発行する。

（事務担当 子育て支援課 主任主査 加藤、太田 電話 024-521-7174、8205）